

# 家畜衛生広報いいだ

長野県飯田家畜保健衛生所  
飯伊家畜畜産物衛生指導協会  
TEL: 0265-53-0439, 0440  
FAX: 0265-53-0441  
E-mail: iidakachiku@pref.nagano.lg.jp  
http://www.pref.nagano.lg.jp/iidakachiku/

R3(2021).1.22 発行 2020\_No.11

## 飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう！

- 飼養衛生管理基準の改正が公布され、**全ての家畜の所有者**の皆さまに、**【飼養衛生管理マニュアル】**の作成が義務付けられることとなりました。
- 令和4年1月31日までに作成をお願いします。  
※豚・いのししについては令和3年3月31日まで。
- 農林水産省が作成するマニュアルのひな形等を参考に、次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成しましょう。  
ひな型は下記URLの【飼養衛生管理マニュアル例】で公開されています。  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

### 必要事項

対象:牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※1頭(羽)でも  
※ペットでも

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む）に関する事項
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法等

ご不明な点がございましたら、家畜保健衛生所までご相談ください。

### 定期報告提出のお願い

家畜伝染病予防法の規定により、家畜の所有者は毎年1回の家畜の飼養衛生管理状況等に関する報告が義務づけられています。

令和3年分について令和3年2月12日(金)までに家畜保健衛生所へ報告をお願いします。

住所: 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678番地 飯田家畜保健衛生所

FAX: 0265-53-0441

異常の通報は飯田家畜保健衛生所へ！  
電話 0265-53-0439

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another